

第18期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年6月20日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル6階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案 取締役会からご提案させていただく議案
会社提案
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する
譲渡制限付株式の付与に関する報酬額
等および内容決定の件

一部の株主さまからご提案された議案
株主提案

第6号議案 取締役の報酬額改定(譲渡制限付
株式報酬導入)の件

目次

第18期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……	4
(提供書面)	
第18期事業報告 ……	22
連結計算書類 ……	52
計算書類 ……	55
監査報告書 ……	59

株主総会にご出席いただけない場合

郵送又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

平成30年6月19日(火曜日)午後5時まで

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、またはインターネット等によって議決権行使することができますので、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成30年6月19日（火曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



株主総会への出席により
議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
会場受付にご提出ください。



郵送により
議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙を、切手を貼らずにご投函ください。
平成30年6月19日（火曜日）午後5時到着分まで



インターネット等により
議決権を行使される場合



3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
平成30年6月19日（火曜日）午後5時まで
に賛否をご入力ください。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

● 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

記

1 日 時	平成30年6月20日（水曜日）午前10時 開会（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル 6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)(*株主さまへのお土産はご用意しておりません。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第18期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第18期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>取締役会からご提案させていただく議案 会社提案 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式 の付与に関する報酬額等および内容決定の件</p> <p>一部の株主さまからご提案された議案 株主提案 第6号議案 取締役の報酬額改定（譲渡制限付株式報酬導入）の件</p>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 当日ご出席いただけない株主さまが後日株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第18期定時株主総会の模様を一定期間公開する予定です。なお、ご出席の株主さまの映像は公開いたしません。

当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <http://www.shinseibank.com>

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン（ただし一部機種を除く）または携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

行使期限

平成30年6月19日（火曜日）午後5時まで



【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の二次元コードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

お手続きについて

下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成30年6月19日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

 0120-652-031（午前9時～午後9時）

議決権行使以外のご照会

 0120-782-031（午前9時～午後5時、土日休日を除く）

- ・証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- ・電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主さまが議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。上記専用ダイヤルまでご請求ください。

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案から第5号議案） 4頁～17頁

会社提案

第1号議案

定款一部変更の件

1. 定款変更の事由

コーポレートガバナンス・コード 補充原則1-2⑤では、「信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。」とされています。

当行は、コーポレートガバナンス・コードに関する当行の取組みの一環として、いわゆる実質株主の皆さまから株主としての権利行使について事前申出があった場合は、名義株主である信託銀行等と協議の上、株主としての権利を行使していただけるよう対応を講じたく、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家等が株主総会に出席してその議決権を代理行使することができるとする旨を現行定款第16条に新設いたします。

当行株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる実質株主の皆様の範囲や総会出席に必要な要件・手続等の詳細は、当行株式取扱規則において定めることといたします。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（議決権の代理行使）</p> <p>第16条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（議決権の代理行使）</p> <p>第16条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規則に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</u></p> <p><u>3 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。</u></p>

会社提案

第2号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	く どう ひで ゆき 工 藤 英 之	代表取締役社長	再任
2	こ ざ の よし あき 小座野 喜 景	チーフオフィサー グループ事業戦略 (専務執行役員相当)	新任
3	J.クリストファー フラワーズ	取締役	再任 社外
4	アーネスト M. ひが 比嘉	取締役	再任 社外
5	か に しげる 可 児 滋	取締役	再任 社外
6	まき はら じゅん 榎 原 純	取締役	再任 社外
7	とみ むら りゅう いち 富 村 隆 一	取締役	再任 社外

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

候補者番号

1

く どう ひで ゆき
工藤 英之 (昭和38年9月1日生)

所有する当行株式の数…………… 普通株式6,380株
 取締役会への出席状況…………… 5/5回 (100%)

再任

[略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況]

昭和62年 4月	株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行	平成19年 6月	エートス・ジャパン・エルエルシー投資部門マネージングディレクター
平成13年 5月	みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザー第2部部长	平成22年 9月	当行常務執行役員法人・商品部門副部門長
平成15年 8月	エートス・ジャパン・エルエルシーアクイジショングループディレクター	平成23年 4月	当行常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長
平成17年 5月	同社マネージングディレクター	平成25年 4月	当行常務執行役員チーフリスクオフィサーリスク管理部門長
平成18年 6月	MID都市開発株式会社(現 関電不動産開発株式会社) 代表取締役社長	平成27年 4月	当行常務執行役員
平成19年 1月	同社取締役副会長	平成27年 6月	当行代表取締役社長(現任)

候補者番号

2

こ ざ の よし あき
小座野 喜景 (昭和37年11月1日生)

所有する当行株式の数…………… 0株

新任

[略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況]

昭和61年 4月	株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行	平成28年 4月	当行常務執行役員特命担当(グループ事業戦略主担当)
平成15年11月	当行クレジットトレーディング部長	平成28年 6月	株式会社アプラスフィナンシャル取締役(現任)
平成18年 7月	当行企業再生本部長	平成29年 4月	当行チーフオフィサーグループ事業戦略、常務執行役員特命担当
平成19年12月	当行プリンシパルトランザクションズ本部長	平成30年 4月	当行チーフオフィサーグループ事業戦略(専務執行役員相当)(現任)
平成23年 6月	当行常務執行役員プリンシパルトランザクションズ本部長		
平成27年 4月	当行常務執行役員法人部門副部門長		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

J.クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生)

所有する当行株式の数…普通株式7,675,374株
取締役会への出席状況… 4 / 5回 (80%)

再任

社外

【略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和54年 3月	ゴールドマン・サックス証券会社 入社	平成24年 5月	NIBCホールディング スーパーバ イザリーボードメンバー (現任)
昭和63年12月	同社パートナー		
平成12年 3月	当行取締役 (現任)		
平成14年11月	J. C. フラワーズ社マネージン グディレクター兼最高経営責任者 (現任)		

候補者番号

4

アーネスト M. 比嘉 (昭和27年10月15日生)

所有する当行株式の数…普通株式2,762株
取締役会への出席状況… 5 / 5回 (100%)

再任

社外

【略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和51年 4月	株式会社ヒガ・インダストリーズ 入社	平成23年 3月	ウェンディーズ・ジャパン合同会 社最高経営責任者
昭和58年 4月	同社代表取締役社長	平成25年 6月	当行取締役 (現任)
平成20年 4月	一般社団法人東京ニュービジネ ス協議会特別理事 (現任)	平成27年 4月	株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 (現任)
平成21年 5月	コロンビアビジネススクール理事 (現任)	平成28年 9月	ウェンディーズ・ジャパン株式会 社代表取締役会長 (現任)
平成22年 6月	株式会社ジェシー・コムサ取締役 (現任)	平成29年 4月	学校法人昭和女子大学理事 (現任)

候補者番号

5

かに
可児

しげる
滋 (昭和18年9月20日生)

所有する当行株式の数……… 普通株式16,971株
取締役会への出席状況……… 5/5回 (100%)

再任

〔略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況〕

昭和41年 4月	日本銀行入行	平成18年 4月	横浜商科大学教授
平成 4年 5月	東京金融先物取引所 (現 株式会社 東京金融取引所) 常任監事	平成26年 4月	同大学特任教授
平成 8年 5月	日本銀行文書局長		
平成11年 5月	東京証券取引所常務理事		
平成14年 4月	日本電気株式会社顧問		
平成16年 6月	当行取締役 (現任)		

社外

候補者番号

6

まき はら
榎原

じゅん
純 (昭和33年1月15日生)

所有する当行株式の数……… 普通株式20,000株
取締役会への出席状況……… 5/5回 (100%)

再任

〔略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況〕

昭和56年 9月	ゴールドマン・サックス証券会社 入社	平成18年 6月	マネックスグループ株式会社取 締役 (現任)
平成 4年11月	同社パートナー	平成23年 6月	当行取締役 (現任)
平成 8年11月	同社東京支店共同支店長	平成26年 9月	フィリップモリスインターナシ ヨナル取締役 (現任)
平成12年 7月	株式会社ネオテニー取締役会長		

社外

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

再任**社外****〔略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況〕**

昭和58年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	平成16年 2月	日本テレコム株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 代表執行役副社長
平成 3年10月	株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長	平成19年12月	株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役
平成 6年 1月	プライスウォーターハウスコンサルティング株式会社常務取締役	平成22年 4月	株式会社シグマクシス取締役副社長
平成14年10月	IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役	平成24年 8月	株式会社プラン・ドゥ・シー取締役 (現任)
	IBMコーポレーションビジネスコンサルティングサービス アジア・パシフィック ヴァイスプレジデント	平成26年 6月	当行監査役
		平成27年 6月	当行取締役 (現任)
		平成28年 6月	株式会社シグマクシス代表取締役副社長 (現任)

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告 (43頁) に記載しております。
2. 取締役会への出席状況は、平成29年6月の定時株主総会後から平成30年4月末までに開催された取締役会について記載しております。
3. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
4. 取締役候補者のうち工藤英之氏及び小座野喜景氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。両候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
5. 取締役候補者小座野喜景氏は、略歴に記載の株式会社アプラスフィナンシャル取締役 (非常勤) に加え、新生フィナンシャル株式会社、株式会社アプラス、株式会社アプラスパーソナルローン及び昭和リース株式会社の取締役 (いずれも非常勤) を兼務しております。これらの会社はいずれも当行の特定関係事業者 (子会社) であります。

6. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、マネージングディレクター兼最高経営責任者をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.、JCF Associates III Ltd.及びJCF Associates IV Ltd.がそれぞれ運営するJ.C. Flowers II L.P.、J.C. Flowers III L.P.及び、J.C. Flowers IV L.P.に対して出資を行っています。
- (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得し、その内22,500千株を現在も引き続き保有しています。（当行は、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。本注記内の株式数はいずれも当該株式併合を反映しておりません。）
J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- (3) 当行は、NIBCホールディングに対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っていますが、NIBCホールディングを間接的に支配しているNew NIB リミテッドに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- (4) 富村隆一氏が平成24年6月に代表取締役を退任した株式会社RHJインターナショナル・ジャパンと当行との間には、富村隆一氏の同社在任期間から現在に至るまで取引及び資本関係はありません。その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要について

取締役候補者のうちJ. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記5名の再任が承認された場合、当行は5名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

8. J. クリストファー フラワーズ、アーネストM. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏は社外取締役候補者であります。

9. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑤ 富村隆一氏につきましては、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について
- ① J. クリストファー フラワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算17年3ヶ月であります。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって5年であります。
 - ③ 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって14年であります。
 - ④ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年であります。
 - ⑤ 富村隆一氏の監査役および社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算4年であります。
10. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、アーネストM. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が取締役役に選任された場合には、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

会社提案

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役志賀こず江氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

こんの
金野 志保 (昭和38年6月28日生)

所有する当行株式の数..... 0株

新任

【略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況】

社外

平成3年4月	第一東京弁護士会登録	平成27年3月	金野志保はばたき法律事務所開設 (現任)
平成17年6月	ヤフー株式会社監査役		
平成20年3月	アドバンスト・ソフトマテリアルズ株式会社監査役	平成27年6月	ワタミ株式会社取締役
平成21年4月	早稲田大学大学院法務研究科教授	平成28年6月	株式会社カカコム取締役(現任)
平成26年4月	日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員(現任)	平成29年6月	アルフレッサホールディングス株式会社取締役(現任)
平成26年8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事(現任)		

- (注) 1. 監査役候補者の「略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
2. 監査役候補者の金野志保氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
3. 候補者と当行との特別の利害関係について候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
4. 責任限定契約の内容の概要について
監査役候補者金野志保氏が選任された場合は、同氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、同氏が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

5. 金野志保氏は社外監査役候補者であります。
6. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者の選任理由について
金野志保氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、上場会社における社外役員としての経験に基づくコーポレートガバナンス等に関する知見を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。
 - (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
 - (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
金野志保氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務に関し高い実績をあげているとともに、他社の社外役員としての豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
7. 当行は、金野志保氏が監査役に選任された場合には、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
当行は、社外監査役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

会社提案

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

現任の社外監査役の補欠としての補欠監査役である保田眞紀子氏については、本定時株主総会の開始の時をもってその選任の効力が失効します。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。候補者保田眞紀子氏は社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者いたします。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やすだ まきこ
保田 眞紀子 (昭和19年3月10日生) 所有する当行株式の数..... 0株

【略歴及び重要な兼職の状況】

昭和48年4月	第一東京弁護士会登録	平成12年3月	当行監査役
昭和55年5月	保田法律特許事務所(現 保田法律事務所)開設(現任)	平成18年6月	新生信託銀行株式会社監査役(現任)
平成9年4月	第一東京弁護士会副会長	平成27年12月	長谷川香料株式会社監査役(現任)

- (注) 1. 補欠監査役候補者の保田眞紀子氏は銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
2. 候補者と当行との特別の利害関係について
 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 責任限定契約の内容の概要について
 補欠社外監査役候補者保田眞紀子氏が監査役に就任された場合は、同氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。
4. 保田眞紀子氏は補欠社外監査役候補者であります。

5. 補欠社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 補欠社外監査役候補者の選任理由について
保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び銀行業務の監査に関する経験等を当行監査に反映していただきたく補欠社外監査役として選任をお願いするものです。
 - (2) 補欠社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
 - (3) 補欠社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
保田眞紀子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務及び銀行業務の監査に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、監査役に就任された場合には社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - (4) 新生信託銀行株式会社は、当行の特定関係事業者（子会社）であり、保田眞紀子氏の同行における現在および過去5年間の地位は略歴に記載の通りです。
6. 当行は、保田眞紀子氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
当行は、社外監査役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容決定の件

1. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬額に係る事由

当行の常勤取締役（社外取締役を除く取締役。以下「対象取締役」といいます。）に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従前ご承認いただいている報酬等の限度額の範囲内において、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額20百万円以内で支給するものです。

2. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の内容

当行の取締役の報酬等の額は、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）（但し、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）とご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記の報酬枠の範囲内において、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、これらの報酬枠とは別枠で、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において、常勤取締役（社外取締役を除く取締役）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で割り当てることをご承認いただいております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。但し、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は7名（うち、社外取締役5名）、うち対象取締役は2名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されれば、対象取締役は同じく2名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は年24,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当行の普通株式の発行または処分

に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から５年間までの間で当行の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員（グループ本社オフィサーを含む。）または従業員を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当行の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員（グループ本社オフィサーを含む。）または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（２）に定める当行の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、本割当株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。

また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

株主提案（第6号議案）19～21頁
一部の株主さまからご提案された議案

◆第6号議案は、1名の株主さまからのご提案です。
原文のまま記載しております。

◆株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。
このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

この会社法の要件に照らし、今回、この株主さまからのご提案を掲載しております。
なお、第6号議案は、譲渡制限付株式報酬導入に関するご提案であり、取締役会としては、この譲渡制限付株式報酬導入に関しては、会社提案（第5号議案）のみを推奨いたします。

次頁以降の当行取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

取締役の報酬額改定（譲渡制限付株式報酬導入）の件

取締役会としては、譲渡制限付株式報酬導入に関しては会社提案（第5号議案）のみを推奨いたします。

【株主提案の内容および理由】

提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 議案の要領

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）それぞれに対して、各対象取締役の職務に対する報酬として、現行の取締役報酬に追加して、下記のとおり金銭債権を支給する。

- 当該金銭債権は譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当てに対する現物出資に充てられるものとする。
- 対象取締役に支給する金銭債権の総額は年額2億円以内とする。
- 具体的な支給時期、発行株式数及び配分については、取締役会で決定する。

2. 提案の理由

私共は日頃より投資先の皆様に積極的な株式報酬の実施をお勧めしております。私共の願いは、取締役の皆様が多く株式（長期目標の目安として基本報酬の5倍程度）を保有する事で、長期な会社の存続・発展に事業オーナーとしてお取り組み頂けるようになる事です。これによる長期的な業績・価値向上の便益は報酬の費用をはるかに上回るものと期待しております。

数ある株式報酬制度のなかでも私共は譲渡制限付株式報酬をお勧めしております。これは「攻めの経営を促す役員報酬」制度として、経済産業省の主導のもと2016年に税制改正を経て実質的な制度解禁がなされた制度です。擬似的な株式所有であるストックオプションと異なり、譲渡制限付株式報酬は付与されたその日から通常の株式と議決権と配当権を有する事になり、オーナーシップの醸成手段として望ましい性質を有していると私共は考えます。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

取締役会としては、会社提案（第5号議案）のみを推奨いたします。

当行取締役会の意見につきましては、次頁で詳しく説明しておりますのをご覧ください。

【取締役会としての意見】

会社提案 のみ推奨

取締役会としては、譲渡制限付株式報酬導入に関しては 会社提案（第5号議案）のみを推奨いたします。

（取締役会としての意見の骨子）

当行取締役会は、慎重に審議・検討を重ねた結果、以下の理由から、本議案に対しては、会社提案（第5号議案）を推奨いたします。

- ・株主提案（第6号議案）と会社提案（第5号議案）は、導入の目的は共通しているが、①株主提案は現在の当行の取締役報酬等限度額に追加して導入を提案する点、および②対象取締役に支給する金銭債権総額は2億円以内という規模の点において会社提案（第5号議案）と異なること
- ・当行では、公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を踏まえ、その社会的責任を全うすべき立場にあることに鑑み、会社提案（第5号議案）で求める報酬の規模が適切であると考えること
- ・また、「経営の健全化のための計画」（平成30年3月公表）において計画期間中の役員報酬・賞与の計画値を定めているため、仮に株主提案（第6号議案）が承認された場合でも、実際には、会社提案（第5号議案）にて定める取締役の報酬等の限度額の範囲内での執行となること

当行においても、譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当て、株式を保有させることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を図るうえで有効な制度であると評価しております。提案株主の提案理由に記載のとおり、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえ、企業において導入が可能となった背景があります。

このため、当行では、平成30年4月23日公表のとおり、譲渡制限付株式報酬制度の意義を踏まえ、たうえで、当行の実情に鑑みた規模として、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議された取締役の報酬等の限度額年額180百万円の範囲内における譲渡制限付株式の交付を目的として年額20百万円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会に付議いたします。

株主提案（第6号議案）と会社提案（第5号議案）は、対象取締役に対して株式を保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目指す点において共通しておりますが、①株主提案（第6号議案）は現在の当行の取締役報酬等限度額に追加して譲渡制限付株式報酬制度の導入を提案する点、および②対象取締役に支給する金銭債権総額は2億円以内という規模の点において会社提案（第5号議案）と異なります。

当行では、公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を踏まえ、その社会的責任を全うすべき立場にあることに鑑み、会社提案（第5号議案）で求める報酬の規模が適切であると考えます。さらに、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入について株主の皆さまにご承認いただくことを条件に、当行の執行役員およびグループ本社のチーフオフィサー、シニアオフィサーに対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、経営陣全体として企業価値向上に対するコミットを強化します。

また、当行では、平成30年3月に公表した「経営の健全化のための計画」において、平成33年3月期までの計画期間中における役員報酬・賞与の計画値を定めていることから、仮に株主提案（第6号議案）が承認された場合でも、実際には、会社提案（第5号議案にて定める第15期定時株主総会において決議された取締役の報酬等の限度額の範囲内での執行となります。

このため、当行取締役会としては、譲渡制限付株式報酬導入に関しては、会社提案（第5号議案）のみを推奨いたします。

なお、株主提案（第6号議案）は会社提案（第5号議案）の追加提案に位置づけられますので、株主の皆さまの議決権行使において、株主提案（第6号議案）と会社提案（第5号議案）の両方に賛成票が投じられた場合でも、有効票として取り扱ってまいります。

以上

(提供書面)

第18期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ(平成30年3月31日現在、当行、子会社187社(うち株式会社アプラスフィナンシャル(以下「アプラスフィナンシャル」)、昭和リース株式会社(以下「昭和リース」)、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)及び新生インベストメント&ファイナンス株式会社等の連結子会社83社、非連結子会社104社)、及び関連会社30社(日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社30社)により構成)は、『法人業務』、『金融市場業務』及び『個人業務』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『金融市場業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

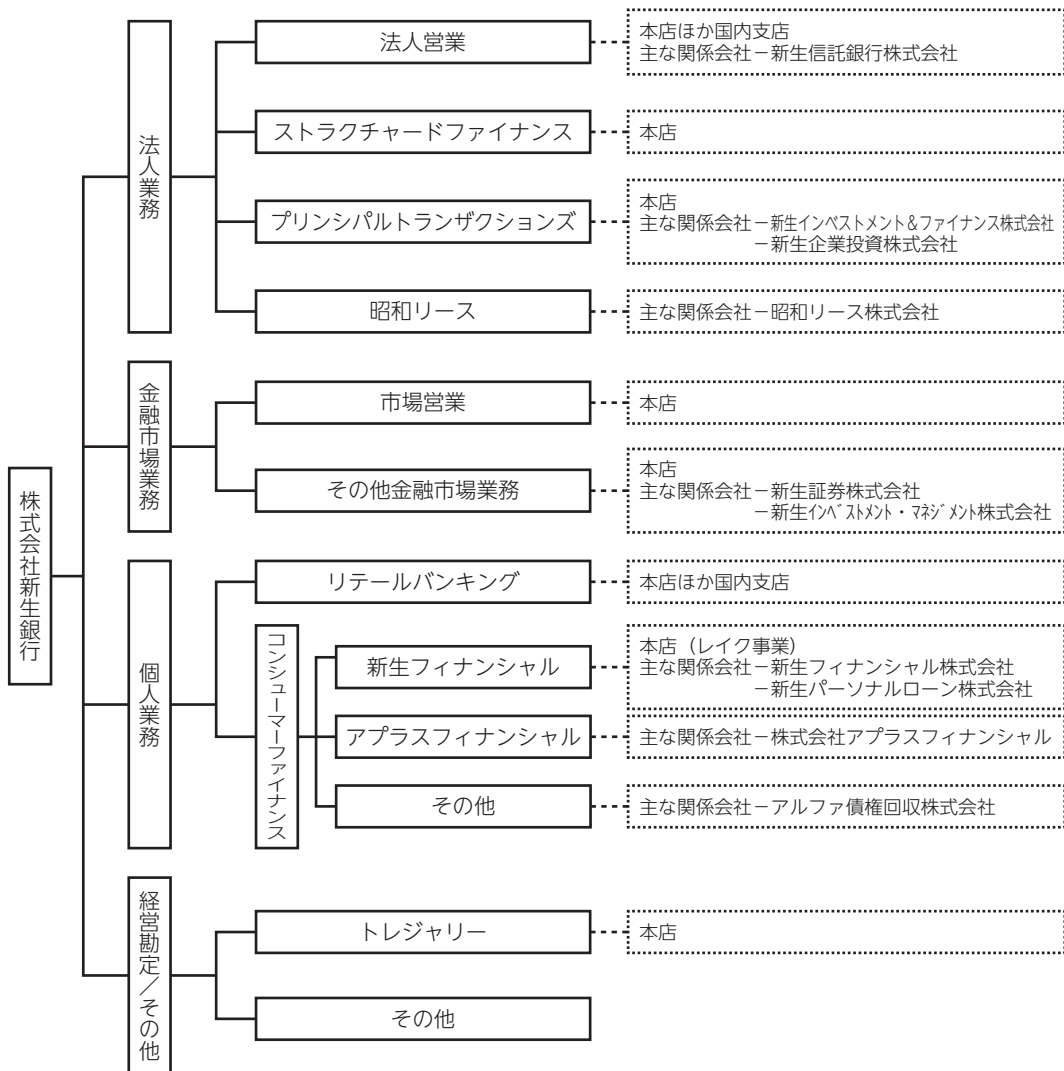
『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務及び信託業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス及びプロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス(M&A関連ファイナンス等)に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス及びプライベートエクイティ業務等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『金融市場業務』の「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場業務」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは新生フィナンシャル、新生パーソナルローン株式会社(以下「新生パーソナルローン」)及び当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」等による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、決済などのサービスを提供しております。また、『個人業務』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部機能及びその他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定/その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、個人消費や輸出が持ち直し、企業の生産活動が拡大するなかで、基本的には企業収益は高い水準を維持し、雇用情勢は着実に改善する等、日本経済は引き続き緩やかな回復が続きました。

こうしたなか、政府は平成29年6月には、経済再生を実現していくため、「働き方改革」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」および「未来投資戦略」を閣議決定して、着実な実行に取り組みました。同年12月には企業の生産性向上等の施策を具体化するため「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめ、平成30年3月には「生産性革命」等に重点配分した平成30年度予算を成立させました。また、日銀は、マイナス金利政策を含む大規模な金融緩和策を引き続き継続しました。今後は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府等による各種施策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されますが、依然として欧米各国での金融正常化に向けた出口戦略にともなう経済の変動リスク、米政権の政策動向や英国の欧州連合（EU）離脱問題等、海外経済の不確実性に加えて、北朝鮮情勢を始めとする地政学リスクが景気の下押し要因となるリスクがあり、引き続きこれらの動向を注視すべき状況にあるといえます。

金融市場を概観すると、まず国内金利については、長期および短期金利ともに引き続き低水準で推移しました。特に、長期金利（10年国債利回り）は、日銀による大規模な金融緩和策の影響により0%近辺の推移にとどまり、平成30年3月末には約0.04%（平成29年3月末は約0.07%）となりました。

次に、為替相場については、平成29年4月には北朝鮮や中東情勢の緊迫化や、欧州政治不安等を受けて、米ドル・円は108円台、ユーロ・円は115円割れまで円高が進みましたが、仏大統領選挙で親EU派候補の勝利により市況は反転、その後は円安基調で推移しました。秋口以降は、米ドル・円は北朝鮮情勢を巡る緊張感の高まりや米国のハリケーン被害への懸念から、円が急騰する局面も見られましたが、米政権が掲げた減税法案やハリケーンの復興需要に対する期待感が刺激となって、ドルは買い戻されました。ユーロ・円は、良好な欧州経済や、大規模な金融緩和を続ける日銀と、金融緩和縮小を決定した欧州中央銀行（ECB）との金融政策の違いもあって、引き続きユーロ高基調で推移しました。平成30年が明けると、米国発の世界同時株安や米中貿易摩擦の悪化を受けてリスク回避の動きが強まったことや、日銀の金融緩和縮小観測に対する懸念等もあって、円高が進行し、平成30年3月末の米ドル・円は106円台（平成29年3月末比約6円の円高）、ユーロ・円は130円台（同比約11円の円安）となりました。最後に、日経平均株価については、為替相場の変動に加えて、海外経済や政治情勢の影響を受けて上下を繰り返しましたが、基本的には順調な拡大が続く世界経済と好調な企業業績を反映して、平成30年3月末の終値で2万1,454円30銭（平成29年3月末比約2,500円の上昇）となりました。

【企業集団を巡る当事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、「グループ融合による革新的金融サービスの提供と、リーンなオペレーションによる卓越した生産性・効率性の実現」を目指す中長期ビジョンを踏まえて、平成29年3月期から平成31年3月期までを対象期間として、「事業の“選択と集中”とグループ融合による価値創出」、「経営管理機能の統合によるシナジー創出」を全体戦略とする「第三次中期経営計画」（以下「第三次中計」）を策定しております。第三次中計の二年度目における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

法人業務

法人業務

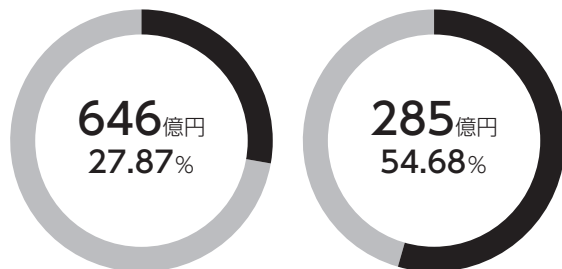
■主な業務内容

- ・法人営業
事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ヘルスケアファイナンス業務、信託業務（新生信託銀行）
- ・ストラクチャードファイナンス
不動産関連ノンリコースおよびコーポレートファイナンス業務、プロジェクトファイナンス業務、M&A関連ファイナンスなどスペシャルティファイナンス業務
- ・プリンシパルトランザクションズ
クレジットトレーディング業務、プライベートエクイティ業務、事業承継、転廃業支援業務
- ・昭和リース
リースを中心とする金融商品・サービス

■構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、金融市場業務、個人業務以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

金融市場業務

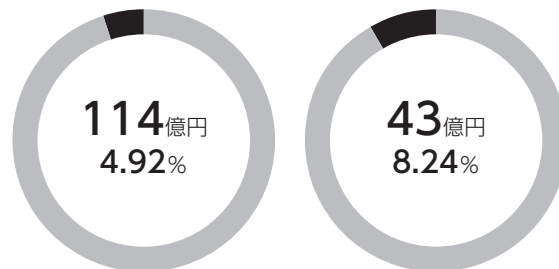
■主な業務内容

- ・市場営業
外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務
- ・その他金融市場
証券業務（新生証券）、アセットマネジメント業務、ウェルスマネジメント業務

■構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、金融市場業務、個人業務以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

法人のお客さまに関する業務は、事業法人・公共法人・金融法人向けファイナンスやソリューションを提供する「法人業務」と、金融市場向けビジネスを行う「金融市場業務」により推進しております。

当事業年度は、当行グループは、専門性を有する分野、市場の成長性が見込まれる業務に重点的に経営資源を投下する「選択と集中」を図るとともに、グループ会社との一体運営を推進することで、お客さまのニーズに即した付加価値の高い金融ソリューションの提供を強化するなど、積極的に各業務を展開しております。

成長分野であるストラクチャードファイナンス業務については、再生可能エネルギーの分野では、外資系事業者がスポンサーとなる優良なメガソーラー事業に対するファイナンスの組成に加え、経験・知見を活かした発電事業者の事業性評価とファイナンスの構築能力を組み合わせた稼働済みメガソーラーの取得案件などにも積極的に取り組み、案件を積み上げております。平成29年10月には、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（東証上場インフラファンド）に対して、運用資産に組み入れる稼働済みメガソーラー13施設の取得資金として、当行を含む3行がアレランジャーとなり、金融機関12行の参加によるシンジケートローンを組成しました。引き続き、太陽光、風力やバイオマス発電などのエネルギー源の多様化にも取り組んでおり、さらに幅広い事業者のファイナンスニーズに応えることで、日本の再生可能エネルギーの安定的な成長に貢献してまいります。海外プロジェクトファイナンスにおいては、アジア・豪州や欧州を中心として良質案件の取り込みに注力しております。また、不動産ファイナンスにおいては、個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクとリターンを慎重に考慮しつつ、お客さまのニーズに応じた案件組成を進めております。

事業法人向け業務では、新規開拓の継続的な推進やデリバティブ関連ビジネスの展開などにより顧客基盤の拡充を図っております。金融法人向け業務では、地域金融機関などのお客さまの資金運用ニーズに対しては、当行の専門性を活かした仕組商品やストラクチャードファイナンスなどの多様な運用商品を、本業強化のニーズに対しては、グループ会社の持つ機能を活用した業務提携などを通じて、グループ一体での金融ソリューションの提供に尽力しております。

プリンシパルトランザクションズ業務については、クレジットトレーディング業務やプライベートエクイティ業務などで培った知見と専門性やグループ横断的なリソースを活用して、事業承継や転廃業ニーズのある中堅・中小企業へのアプローチを行い、バイアウトファイナンスや債務整理などの金融ソリューションの提供に取り組んでおります。また、プライベートエクイティ業務などにおいても、新生企業投資株式会社と共同で設立した「日本インパクト投資1号投資事業有限責任組合」（子育て支援ファンド）を通じて子育て関連事業を営む企業に投資するなど、当行グループの有する専門性や特色を活かした業務展開を行っております。

昭和リースにおいては、主力の中堅・中小企業向け産業・工作機械などのリースに加えて、中古機械の売買を行うバイセル事業、動産・債権担保融資、環境配慮型商品の導入推進や再生可能エネルギー関連のファイナンス付与、診療・介護報酬債権の買取（診療・介護報酬ファクタリング）など、さらに株式会社アプラス（以下「アプラス」）の個人向け与信機能と昭和リースのリース機能、物件管理機能を融合したバンダーリース事業など、戦略取組分野である中小企業・小規模事業者向けファイナンスサービスやソリューションの提供にも注力しております。また、その第2弾として、平成29年11月には、バンダーリース事業で培った機能融合のノウハウを活用して、個人のお客さま向けのオートリース事業を開始しました。アプラスが営業基盤としている自動車販売店の個人のお客さまへの与信機能を提供し、昭和リースがお客さまへのリース機能を提供してまいります。

個人業務

個人業務

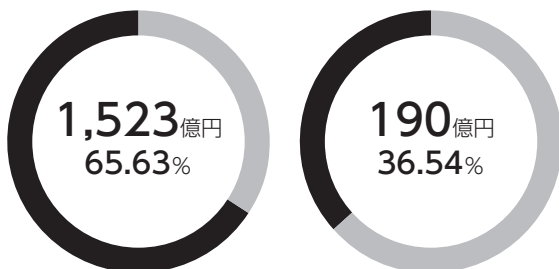
■主な業務内容

- ・リテールバンキング
円預金・外貨預金、仕組預金、投資信託、提携先を通じた仲介業務、提携先を通じた生命保険・損害保険、住宅ローンなど、個人向けの金融取引・サービス
- ・アプラスフィナンシャル
個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービス
- ・新生フィナンシャル
無担保カードローンおよび信用保証業務（新生フィナンシャル、新生銀行カードローン レイク、ノーローン）
- ・その他
コンシューマーファイナンス本部機能およびその子会社

■構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、金融市場業務、個人業務以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっておりません。

個人のお客さまに関する業務については、銀行本体によるリテールバンキング業務および銀行本体や子会社によるコンシューマーファイナンス業務を推進しており、引き続き顧客基盤拡大と収益力の向上を目指して、当行グループが有する約1,000万人のグループ顧客基盤のフル活用を進めております。

リテールバンキング業務では、資産運用商品については、円預金、外貨預金、仕組預金などの預金商品に加え、投資信託や保険商品、仕組債など、お客さまのニーズやライフステージに応じた商品・サービスの提供に努めております。平成29年11月には、株式会社お金のデザインとの提携に基づき、同社が開発したロボアドバイザーによる投資一任運用サービス「THEO+[テオプラス]新生銀行」を開始いたしました。さらに、平成29年12月には、安全性を重

視しながら安定した利回りを期待するお客さまを対象に、新生信託銀行株式会社を受託者として資産の運用・管理を行う実績配当型の「新生パワートラスト（金銭信託）」の募集を開始いたしました。住宅ローンについては、家事代行サービスやハウスクリーニング、病児保育サービスを利用できるクーポンのついた「パワースmart住宅ローン 安心パックW」や自然災害時の債務免除特約がついた「パワースmart住宅ローン 安心パックS」など、ユニークで付加価値の高い商品性を有する「パワースmart住宅ローン」を提供しております。今後とも、商品・サービスの充実を図るとともに、お取引の利便性の一層の向上に努め、お客さまに付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

成長分野の無担保ローンを含むコンシューマーファイナンス業務では、グループの無担保カードローン事業戦略を見直し、グループの商品をお客さまのニーズに基づいて再構築することを平成29年12月に決定しました。銀行カードローンをご希望のお客さまに対する商品は「新生銀行スマートカードローン プラス」のみとし、当行で提供してきた「新生銀行カードローン レイク」の新規のお申込み・ご契約の受付は平成30年4月より停止しています。また、消費者金融商品ニーズのあるお客さまに対しては、新生フィナンシャルにて、平成30年4月からお取り扱いを開始した無担保カードローン「レイクALSA（アルサ）」とともに、新生フィナンシャルの子会社、新生パーソナルローンが取り扱う「ノーローン」を提供いたします。「レイクALSA」では、「新生銀行カードローン レイク」をご利用いただいたお客さまと同じ顧客層に加えて、デジタルリテラシーの高い、若年層のお客さま向けにデジタル機能の充実を図ったサービスの提供を検討してまいります。さらに、アプラスフィナンシャルについては、傘下にあるアプラスなどの事業会社において、Tポイントなどのポイントサービスの活用や新しい決済ソリューションの提供をはじめ、顧客利便性の向上や業務の効率化などを進めて、各事業の業容拡大と収益性向上に努めております。平成28年4月に参入した中国人向けモバイル決済サービス「WeChat Pay（微信支付）」の日本での決済代行サービスについては、引き続き利用店舗の拡大に積極的に取り組んでおります。

海外における業務展開については、ベトナムの大手民間商業銀行であるMilitary Commercial Joint Stock Bankと共同出資したMB Shinsei Finance Limited Liability Companyが、平成28年12月の開業以来、キャッシュローンやバイクおよび家電の割賦ローンを中心に順調に顧客数を伸ばし、事業を拡大しております。

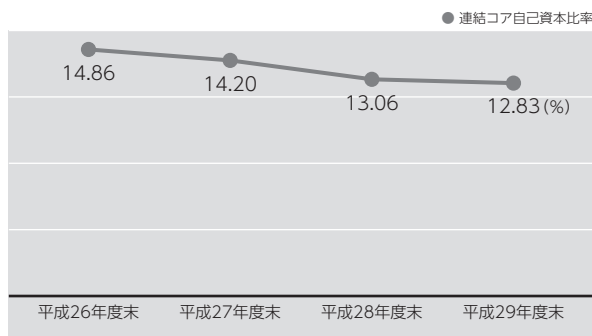
上記に加えて、当行は、グループの個人のお客さまの真のニーズの把握とより精度の高い与信提供のため、グループ各社の個人顧客データを一元管理するグループ統合顧客データベース「YUI Platform」の構築について、平成30年3月に公表いたしました。ビッグデータの収集・解析およびAI（人工知能）活用を行うセカンドサイト株式会社と共同で開発するもので、当行とアプラス、新生フィナンシャルの3社にて、平成30年7月をめどに利用を開始する予定です。まずコンシューマーファイナンス業務などを対象に取り組み、将来的には、グループで蓄積したデータやモデルをもとに個人事業者や小規模事業者などに対する与信への活用や、グループ外の企業との提携も検討してまいります。

(財務基盤)

当事業年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は12.83%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、第三次中計において目指すゴールの一つとしている公的資金返済の道筋をつける取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、1株当たりの価値などに鑑み、総額100億円の取得価額を上限とした平成30年1月31日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月22日までに5,969,700株の自己株式を取得いたしました。当行では、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、1株当たりの価値の向上を目指してまいります。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



(業績)

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,838億円（前事業年度比34億円増加）、経常費用は3,270億円（同比58億円減少）となり、この結果、経常利益は568億円（同比92億円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は514億円（同比6億円増加）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は521億円（同比19億円減少）となりました。

セグメント別では、法人業務は、前事業年度に見られた大口の有価証券売却益がなくなったことや、昭和リースにおいて個別貸倒引当金の繰入が発生したものの、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあり、法人営業業務および昭和リースでの保有株式の売却益の計上に加えて、プリンシパルランザクシヨズ業務での持分法投資利益の増加や、法人営業業務での手数料収入の増加等により、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

金融市場業務は、顧客基盤拡充に向けた継続的な取り組みに注力するとともに、他業務とも連携しつつ、お客さまのニーズに即した商品の開発・提供に努めた結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

個人業務について、まずリテールバンキングは、各業務を積極的に展開したものの、主に資産運用商品の販売や住宅ローンが苦戦して業務粗利益が減少したことから、セグメント損益は前事業年度に比べて減少しました。

次にコンシューマーファイナンスは、レイクは引き続き順調に推移し、アプラスフィナンシャルにおいても住宅関連ローンの取り扱いが増加したこと等から業務粗利益は前事業年度に比べて増加し、無担保ローンの貸出金増加に伴う与信関連費用の増加はあったものの、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

なお、利息返還損失引当金については、将来の過払リスクを再計算し、当事業年度に全体で60億円の取崩益を計上いたしました。

「経営勘定／その他」は、ALM業務を所管するトレジャリーにおいて国債等の債券関係損益が減少したこと等により、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	平成29年度（当期）					
	法人営業				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨンス	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
業務粗利益	18,781	17,050	12,853	15,985	8,581	2,839
資金利益 (△は損失)	10,005	9,584	5,022	△147	1,684	509
非資金利益 (△は損失)	8,776	7,465	7,831	16,132	6,897	2,329
経費	11,944	6,863	4,713	8,984	3,759	3,338
与信関連費用 (△は益)	293	1,754	△1,207	2,793	△35	57
セグメント利益 (△は損失)	6,543	8,432	9,347	4,207	4,857	△556

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテール バンキング	消費者金融			トレジャリー	その他	
		新生ファイナシャル	アプラス ファイナシャル	その他			
業務粗利益	23,506	68,929	56,446	3,421	2,871	761	232,030
資金利益 (△は損失)	22,414	69,049	11,361	638	△1,340	△6	128,775
非資金利益 (△は損失)	1,092	△119	45,084	2,783	4,212	767	103,254
経費	29,157	32,445	36,670	1,343	1,792	1,570	142,584
与信関連費用 (△は益)	170	22,766	10,614	68	-	△5	37,270
セグメント利益 (△は損失)	△5,821	13,717	9,161	2,009	1,079	△803	52,175

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行では、今後の当行グループの目指すべき方向として、平成29年3月期から平成31年3月期を対象期間とする第三次中計を策定するとともに、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定めております。中長期ビジョンでは、持続可能なビジネスモデルの確立のためには、当行グループの経営資源の最大活用が不可欠との認識のもと、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革の実施による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築することを目指してまいります。第三次中計はこの中長期ビジョンを早期に達成するための3ヵ年と位置づけ、以下の各種戦略施策や体制の強化に全力で取り組んでまいります。

なお、平成30年度については、第三次中計の最終年度として、次期経営計画の策定にも着手いたします。

中長期ビジョン

1. グループ融合により革新的金融サービスを提供する金融イノベーターであること
2. 絶えざる改善・改革によりリైనなオペレーションを実現し、卓越した生産性・効率性を達成する金融グループであること
3. 上記の実現により、ステークホルダーに報いるとともに、生まれてくる自信・充実感・矜持を新生銀行グループの求心力とし、コアバリューとしていくこと

1. 当行グループ経営の全体戦略

第三次中計においては、全体戦略として、ビジネスについてよりメリハリの効いた経営資源配分を行うための「選択と集中」の明確化、また、効率性の追求と柔軟なビジネス運営を実現するため、変化に対して柔軟に対応できる経営インフラ体制の構築を目指してまいります。

(事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出)

金融サービスニーズが十分に満たされていないお客さまにお応えするため、お客さまを軸にして当行グループの業務・商品・サービスを再編し、当行グループに優位性がある、お客さまに最適な商品・サービスを提供することを目指してまいります。事業の優先順位付けを行うため、以下の四つの分野に分け、より高い成長が見込まれる分野に経営資源を配分いたします。また、グループ融合を通じて、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造に積極的に取り組んでまいります。

- ・成長分野：強みがあり、高い成長性・収益性が見込まれる分野
- ・安定収益分野：過当競争から距離を置き、安定的・選択的に取り組む分野
- ・戦略取組分野：将来性を期待する先行取組分野や、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造分野
- ・縮小分野：市場が縮小する、または新生銀行グループの差別化要因が低い分野

個別のビジネスについては、個人向け無担保ローンと、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどで構成するストラクチャードファイナンスは当行の強みがあり、高い成長性を見込める分野として成長分野に位置づけ、これまで以上に経営資源を積極的に配分してまいります。なお、無担保ローンについては、お客さまのニーズに合わせてグループの商品の再構築を行った結果、「新生銀行カードローン レイク」の新規申し込みの受付を平成30年4月から停止するとともに、新生フィナンシャルが新商品「레이크ALSA」の取り扱いを同月から開始いたしました。

個人向け資産運用コンサルティングは、緩やかながら成長を期待できる重要な分野として、安定収益分野に位置づけてまいります。法人向け市場ソリューションやアプラスのショッピングクレジットも安定的な収益が期待できる分野と位置づけています。法人のお客さま向けの貸出業務は、安定的な収益を引き続き期待するものの、スプレッドのタイト化が続くなど競合環境が厳しい中、エリアや対象企業、案件をよく見て選択的に取り組んでまいります。

将来性を期待して先行的に取り組む戦略取組分野については、クレジットトレーディング業務で培ってきたノウハウを活用して取り組む事業承継や転廃業支援に加え、地域金融機関向けビジネス、決済ビジネス、中小・小規模事業者向けソリューションなどが入ります。それぞれ、当行グループのシナジーが必要な分野でもあると認識しており、グループ融合を積極的に進めてまいります。

(経営管理機能の統合によるシナジー創出)

第三次中計では、環境に応じた柔軟なビジネス運営とリッチなオペレーションを当行グループ全体で支えるためのグループ経営基盤の構築にも合わせて力を入れてまいります。事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出の実現のためには、その基盤となるビジネスインフラの整備が重要との認識のもと、生産性や機能性の向上や経費の削減はもとより、グループ各社の自然な連携が促されるインフラの整備や企業文化の醸成にも力を入れてまいります。

こうした取り組みをグループ全体で推進するため、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合した「グループ本社」を平成29年4月に当行内に設置し、グループ会社から社員の異動を行うとともにグループ各社には内部統制や業法等により必要な機能のみを配置するなど、本格稼働いたしました。グループにおける間接機能の統合・一体運営により各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、生産性・効率性の向上を目指します。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、社外取締役の監督のもとで取締役会において当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、平成29年度においても日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、国内及び海外での金融業、消費者を対象としたビジネス、情報システム及びリスク管理分野等について豊富な経験及び高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計6名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。なお、そうした取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともにグループ本社においてはチーフオフィサー、シニアオフィサーを置き、代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員レベル）からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、グループガバナンスに関しては、平成29年4月のグループ本社体制移行に合わせ、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者としてチーフオフィサーを任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。なお、東京証券取引所に上場しているグループ会社のアプラスフィナンシャルについては、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保するとともに、適切な内部統制システムを構築してまいります。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭にいたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

第三次中計の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。現行システムの安定稼働への継続的な取り組みとして、バックアップセンターの整備や機器の更新を含めた体制の見直し、強化に取り組んでおります。さらに、銀行システム安定稼働に向けた取り組みの一環として、第三次中計期間中に基幹業務システムを更改し、一層のシステム基盤の安定化に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成30年3月に新しい「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。当行は、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」に沿って、平成28年度から平成30年度を対象期間とする第三次中計の着実な遂行に取り組んでいます。

当事業年度においては、単体実質業務純益は318億円、単体当期純利益は405億円となり、ともに経営健全化計画の目標値を上回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

【参考】取締役会の実効性に関する評価・分析の状況について

当行は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体に対する実効性評価・分析を定期的に行っております。平成29年度は、以下の概要で自己評価を実施しました。

- (1) 目的：取締役会が自らに求められる役割・責務を果たしているかを自己評価し、PDCAサイクルを回すことにより、その機能向上に役立てること
- (2) 分析・評価対象：取締役会の活動及び当該活動を効率的・効果的に行うための運営・支援体制
- (3) 実施主体：取締役会出席者全員（取締役、監査役、その他の計11名）による評価。監査役のみを対象とした質問も実施
- (4) 分析・評価項目：取締役会での議論の内容、執行側による取締役会の運営、取締役会の構成・メンバー、執行側からの取締役会への情報提供、ストラテジーセッションでの議論の内容、執行側によるストラテジーセッションの運営、コミュニケーション、取締役会実効性第三者評価の必要性、監査役からの評価等
- (5) 分析・評価手段：取締役会議長の指示に基づき取締役会事務局によるアンケート調査（選択回答及び自由回答）
- (6) 結果のフィードバック：選択結果及び自由回答を取締役に報告

アンケート結果として、取締役会及び事業戦略や経営管理上の重要な課題を討議するストラテジーセッションの議論の内容については、中長期的なビジネスビジョン、企業価値向上及び持続的成長のためのビジネスモデルのための議論が建設的になされており、企業価値の向上や持続的成長に貢献しているとの一定の評価を得られました。

ストラテジーセッションの有効性については、昨年の評価でも確認し継続する方向で一致していましたが、本年においてもビジネス戦略を検討していく上で引き続き有効であると評価しております。

その一方、取締役会の構成・メンバーについては、ダイバーシティやメンバー構成のバランス等により一層配慮すべきであることを確認しました。

執行側による取締役会及びストラテジーセッションの運営については、議題の選定や審議の時間配分に対しては概ねメリハリが効いているとの評価であり、昨年より改善がみられる一方、審議時間が長いという評価もあり、従前からの課題でもある説明省略議案の選定や簡潔な説明等に一層努めることで、より効率的でメリハリのある運営に取り組む必要があることを再確認しました。

執行側から取締役会への情報提供については、資料の内容を含め概ね肯定的な回答が得られましたが、取締役会における説明については引き続き改善が必要であることが認識されました。

今年度初めて質問項目とした第三者による実効性評価の実施の必要性に関しては、取締役会の意向を踏まえつつ、その活用及び実施の必要性について検討してまいります。

また、監査役を対象にした質問において、全般として取締役は期待されている責務を適切に遂行していると、監査役は評価していることが確認されました。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や昨年から改善がみられた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、更なる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでまいります。

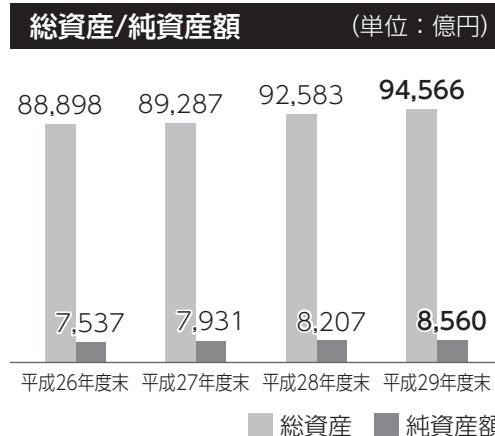
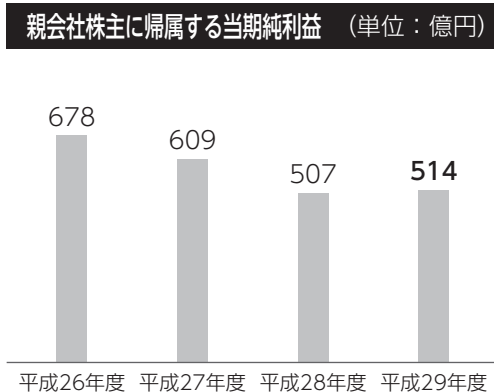
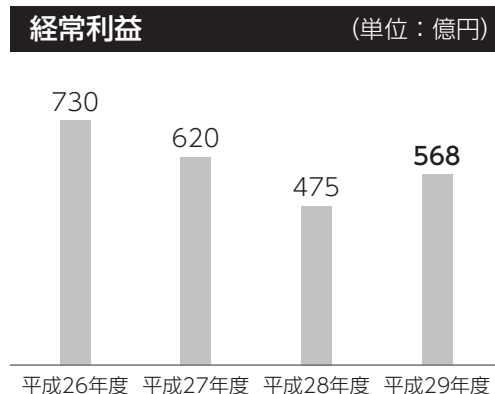
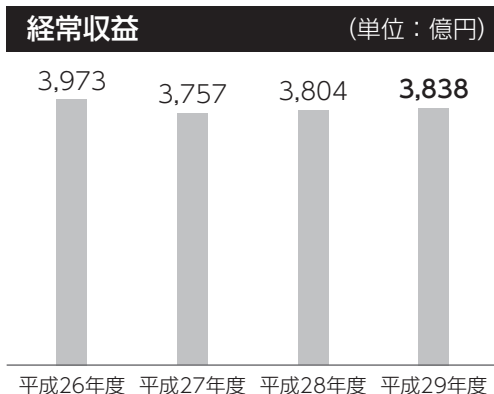
(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度 (第15期)	平成27年度 (第16期)	平成28年度 (第17期)	平成29年度 (当期)
経常収益	3,973	3,757	3,804	3,838
経常利益	730	620	475	568
親会社株主に帰属する当期純利益	678	609	507	514
包括利益	813	526	506	474
純資産額	7,537	7,931	8,207	8,560
総資産	88,898	89,287	92,583	94,566

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度 (第15期)	平成27年度 (第16期)	平成28年度 (第17期)	平成29年度 (当期)
預 金	56,002	59,657	59,926	62,281
定期性預金	29,541	30,056	27,567	26,910
その他	26,461	29,601	32,358	35,371
長期信用銀行債等	323	167	65	4
社債 (長期信用銀行債等を除く)	1,484	576	576	450
貸 出 金	42,229	43,001	45,364	46,379
個人向け	13,976	14,694	15,929	15,601
中小企業向け	13,380	13,376	13,893	14,655
その他	14,872	14,930	15,541	16,122
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,791	3,118	2,276	1,998
特定取引負債 (トレーディング負債)	2,591	2,913	2,100	1,813
有 価 証 券	18,637	16,038	13,693	14,523
国 債	9,908	7,480	4,935	5,025
その他	8,729	8,557	8,757	9,498
総 資 産	78,726	78,576	80,517	82,074
純 資 産 額	7,367	7,764	8,079	8,305
内 国 為 替 取 扱 高	205,739	237,472	236,208	238,298
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,166	百万ドル 8,710	百万ドル 10,322	百万ドル 12,260
経 常 利 益	百万円 47,851	百万円 49,366	百万円 32,858	百万円 36,586
当 期 純 利 益	百万円 45,740	百万円 41,566	百万円 43,425	百万円 40,510
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 17 23	円 銭 15 66	円 銭 166 53	円 銭 156 80

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3. 「長期信用銀行債等」とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等であります。
4. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。平成28年度(第17期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末												合 計
	法 人 業 務				金 融 市 場 業 務		個 人 業 務			経 営 勘 定		合 計	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザンアクションズ	昭 和 昭 和	市場営業	その他金融市場業務	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャー	その他		
従業員数	人 424	人 149	人 158	人 500	人 62	人 106	人 776	人 927	人 1,349	人 95	人 29	人 732	人 5,307

	前 年 度 末												合 計
	法 人 業 務				金 融 市 場 業 務		個 人 業 務			経 営 勘 定		合 計	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザンアクションズ	昭 和 昭 和	市場営業	その他金融市場業務	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャー	その他		
従業員数	人 441	人 133	人 164	人 482	人 75	人 124	人 784	人 959	人 1,370	人 62	人 30	人 736	人 5,360

(注) 従業員数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	17	(1)	18	(2)
中部地区	3	(1)	3	(1)
近畿地区	7	(2)	9	(4)
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	32	(4)	35	(7)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	32	(4)	35	(7)

(注) 当年度末において、レイク事業無人店舗740店を有しております。

- ② 当行の当年度新設営業所
該当事項はありません。
- ③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。
- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生信託銀行株式会社	本 店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インバーストメント & ファイナンス株式会社	本 店	東京都千代田区外神田3-12-8
新生企業投資株式会社	本 店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
昭和リース株式会社	本 店	東京都文京区後楽1-4-14

② 金融市場業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生証券株式会社	本 店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インバーストメント・マネジメント株式会社	本 店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

③ 個人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生フィナンシャル株式会社	本 店	東京都千代田区外神田3-12-8
新生パーソナルローン株式会社	本 店	東京都千代田区外神田3-12-8
株式会社アプラスフィナンシャル	東 京 本 部	東京都千代田区外神田3-12-8
アルファ債権回収株式会社	本 店	東京都新宿区西新宿6-22-1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント		金 額
当行(注) 2		10,816
子会社	法人業務	1,720
	金融市場業務	14
	個人業務	11,631
	経営勘定/その他	—
合 計		24,183

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

当行は、今後の経営戦略・業務戦略を支えるためのより安定的で堅牢なITインフラ整備の一環として基幹業務システムの更新開発を行っており、投資予定総額は250億円強、第三次中計期間中の完了を予定しております。

上記に加えて、当行の連結子会社は業務上必要なシステム開発等を順次推進しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	95.02 (92.39)	—
昭和リース株式会社	東京都文京区	リース業務	昭和44年 4月2日	29,360	100.00	—
新生パーソナルローン株式会社	東京都千代田区	金融業務	昭和29年 12月1日	100	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	平成3年 6月3日	100	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	平成9年 8月11日	8,750	100.00	—
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	東京都千代田区	金融商品取引業務	平成18年 4月11日	100	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は83社、持分法適用会社は30社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットとの提携により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルツェ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。また、株式会社ステーションネットワーク関西および株式会社池田泉州銀行ともATM提携し、阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パツとサツと）において現金入出金サービスを提供しております。
5. 当行は、ビザ・ワールドワイドと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と提携し、同社の共通ポイントサービス「Tポイント」を利用する「T会員」を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
7. 当行は、連結子会社であるアプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「ラグジュアリーカード」、「新生アプラスゴールドカード」等の申込み媒介を行っております。
8. 当行は、株式会社お金のデザインと提携し、同社が開発したロボアドバイザーを活用した、ETF（上場投資信託）特化型投資一任運用サービス「THEO+ [テオプラス] 新生銀行」の取り扱いを行っております。
9. 当行は、「新生銀行カードローン レイク」および「新生銀行スマートカードローン プラス」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャルと保証委託契約を締結しております。
10. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。また、同行が設立した事業子会社、MB Shinsei Finance Limited Liability Companyへの出資に関する契約を締結しております。
11. 当行は、インドの商業銀行YES BANK, Limitedと、情報共有、ビジネスマッチング、シンジケーション、融資、投資銀行業務、貿易金融、送金業務、トレジャリー業務などの広範な業務について、業務提携契約を締結しております。
12. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持ち株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jih Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。
13. 当行は、マレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhadと、戦略的パートナーとして法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。
14. 当行はマレーシアの大手商業銀行CIMB Bank BerhadならびにCIMB Investment Bank Berhadと、法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
工 藤 英 之	代表取締役社長	—	—
中 村 行 男	代表取締役副社長	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外)	J. C. フラワーズ社 マネージングディレクター兼最高経営責任者 NIBCホールディング スーパーバイザリー ボードメンバー	—
アーネスト M. 比嘉	取締役(社外)	株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 ウェンディーズ・ジャパン株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェーシー・コムサ 取締役 学校法人昭和女子大学 理事 コロンビアビジネススクール 理事 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事	—
可 児 滋	取締役(社外)	横浜商科大学 特任教授 (平成30年3月31日退任)	—
榎 原 純	取締役(社外)	マネックグループ株式会社 社外取締役 フィリップモリスインターナショナル 社外取締役	—
富 村 隆 一	取締役(社外)	株式会社シグマクシス 代表取締役副社長 株式会社プラン・ドウ・シー 社外取締役	—
永 田 信 哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたって従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
渋 谷 道 夫	監査役(社外)	公認会計士 株式会社ギフト 社外監査役	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
志賀 こず江	監査役(社外)	弁護士 株式会社東横イン 社外取締役 リコーリース株式会社 社外取締役 川崎汽船株式会社 社外監査役	—

- (注) 1. 社外取締役 アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏及び社外監査役 渋谷道夫、志賀こず江の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を採用するとともに、グループ本社についてはチーフオフィサー及びシニアオフィサーを置いており、平成30年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員及びオフィサーの人数は38名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等 当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等	摘要
取締役	7名	154百万円	—
監査役	3名	42百万円	—
計	10名	196百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
3. 取締役に對する業績連動報酬の支給はしていません。
4. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円以内(内 社外取締役60百万円以内)、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円以内と決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
5. 平成27年5月12日開催の取締役会の決議により、役員退職慰労金制度の廃止を決定するとともに、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、常勤取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 取締役の報酬等には、取締役に付与した株式報酬型ストック・オプション報酬額29百万円を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
J. クリストファー アーネスト 可児 榎原 富村 渋谷 志賀	フラワーズ M. 比嘉 滋 純 一 道夫 こず江

社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファーズ フ ラ ワ ー ズ	J. C. フラワーズ社	マネージング ディレクター兼 最高経営責任者 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。
	NIBCホールディング	スーパーバイザ リーボードメン バー	NIBCホールディングに対し当行は間接的に出資を行っております。
アーネスト M. 比嘉	株式会社ヒガ・インダストリーズ	代表取締役会長兼社長 (業務執行者)	株式会社ヒガ・インダストリーズと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ウェンディーズ・ジャパン株式会社	代表取締役会長 (業務執行者)	ウェンディーズ・ジャパン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社ジェーシー・コムサ	取締役	株式会社ジェーシー・コムサと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	学校法人昭和女子大学	理事	学校法人昭和女子大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	コロンビアビジネススクール	理事	コロンビアビジネススクールと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	一般社団法人東京ニュービジネス協議会	特別理事	一般社団法人東京ニュービジネス協議会と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
可 児 滋	横浜商科大学 (平成30年3月31日退任)	特任教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
槇 原 純	マネックスグループ株式会社	社外取締役	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フィリップモリスインターナショナル	社外取締役	フィリップモリスインターナショナルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
富 村 隆 一	株式会社シグマクシス	代表取締役副社長 (業務執行者)	株式会社シグマクシスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社プラン・ドゥ・シー	社外取締役	株式会社プラン・ドゥ・シーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
渋谷道夫	株式会社ギフト	社外監査役	当行から株式会社ギフトに対する融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
志賀こず江	株式会社東横イン	社外取締役	株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	リコーリース株式会社	社外取締役	リコーリース株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	川崎汽船株式会社	社外監査役	当行から川崎汽船株式会社に対する融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
J.クリストファー フラワーズ	社外取締役 17年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会 6回中5回に出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
アーネスト M. 比嘉	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	消費者を対象とした事業に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
可児 滋	13年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 純	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
富村 隆一	社外取締役 2年9ヶ月 社外監査役 1年	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	企業経営者およびコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。
渋谷道夫	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全て、監査役会12回中 全てに出席	必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
志賀こず江	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全て、監査役会12回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員の報酬等の総額等	7名	72百万円	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	400,000千株
発行済株式の総数	275,034千株

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

(2) 当年度末株主数

30,482名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
S A T U R N I V S U B L P	32,368千株	12.80%
預金保険機構	26,912千株	10.64%
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	20,000千株	7.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,508千株	5.34%
S A T U R N J A P A N I I I S U B C . V .	11,044千株	4.36%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,886千株	3.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,687千株	3.04%
J . クリストファー フラワーズ	7,675千株	3.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,223千株	2.85%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	4,518千株	1.78%

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(22,166千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。
5. 「SATURN IV SUB LP」は、「SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)」名義の株式(20,441千株)および「CITIBANK N.A.HONGKONG - A T A S A G E N T (SATURN IV SUB LP)」名義の株式(11,926千株)を合算しております。
6. 「SATURN JAPAN III SUB C.V.」は、「SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)」名義の株式(6,975千株)および「CITIBANK N.A.HONG KONG - A T A S A G E N T (SATURN JAPAN III SUB CV)」名義の株式(4,069千株)を合算しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

「5. 当行の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令及び当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	334
	監査証明業務以外の業務	40
	報 酬 等 計	374

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業務執行社員は小暮和敏氏、早川英孝氏、内田彰彦氏の3名です。
 3. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らして会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 5. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 (百 万 円)		
報 酬 等 計	監 査 証 明 業 務	645
	監査証明業務以外の業務	42
	報 酬 等 計	687

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

「1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」につきましては、法令及び当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 組織の枠組み

二線機能を担当する組織として、グループ本社内にリスク管理機能やコンプライアンス機能等を担う専門部署を設置しております。また、三線機能を担当する組織としてグループ監査部を設置しております。

(2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

代表取締役を含む全役職員は、新生銀行としての行動指針を示した「新生銀行グループ行動規範」に係る研修（Eラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、取締役会に外部顧問弁護士が出席し、法令等遵守に関する事項に係る判断が必要な場合には、適時かつ適切に相談出来る体制としており、また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。

コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。

内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、グループ法務・コンプライアンス統括部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況

「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーのもと、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。更に、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図るとともに、サイバー攻撃を受けた際の被害を業務アプリケーションや顧客データ等に及ぼさないようにする対応や訓練も進めております。

(4) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

「リスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、各リスクおよび審査の担当部署ならびにグループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は、社外取締役5名を含む、取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。取締役会は、年6回の定時会と随時必要に応じて開催される臨時会および事業戦略や経営管理上の重要な課題を討議するストラテジーセッションを通じて、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行っております。

代表取締役社長を始めとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサーおよびシニアオフィサーが、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、さらにグループ経営会議および経営会議により、必要な意思決定を行っております。

当該体制のもとで、グループベースでの中期経営計画を具体化するために、各事業年度毎に年度計画・予算および重要経営指標（KPI）を定めて、年4回のPDCAセッションにて、計画実現に向けたプロセスや進捗状況を、経営陣がレビューしています。

また、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合したグループ本社を平成29年4月に当行内に設置し、各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上を目指しております。

(6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

「子会社・関連会社ポリシー」に従って、各子会社・関連会社の経営全般を管理する主管部を定め、主管部が主にグループ本社の専門セクションと連携して各子会社・関連会社のビジネスプランの策定やその進捗状況管理等経営全般の指導・管理を行うとともに、グループ経営企画部が主管部の決定を含む子会社・関連会社管理全体を統括する体制を構築しております。かかる体制のもと、主管部をはじめとする行内関係各部署は、子会社の事業活動やガバナンスに関する事項を定期的にグループ経営会議に報告し、また、子会社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議に付議しており、グループ経営企画部は、主要な子会社については自ら主管部としての機能を果たすほか、各社のビジネスプランの策定や監督当局手続等における主管部への支援・助言に関する業務を行っています。更に、およびグループ本社の専門セクションは、法令遵守やリスク管理等の領域毎の指導・管理等グループ横断的な内部管理態勢構築のための業務を行っています。このような体制で、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行っています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する取組みおよび当該従業員の取締役からの独立性に関する取組みの状況

当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しています。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っています。

また、常勤監査役は、グループコンプライアンス委員会やグループリスクポリシー委員会を始めとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(9) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、グループ総務部と緊密に連携しながら、外部専門機関との連携、および主に以下の具体的施策を実施しております。反社会的勢力の排除対策として、取引開始前および取引開始後も定期的に反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込んでいます。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第18期 平成30年3月31日現在
資産の部	
現金預け金	1,465,663
債券貸借取引支払保証金	2,629
買入金銭債権	36,332
特定取引資産	205,295
金銭の信託	234,924
有価証券	1,123,522
貸出金	4,895,963
外国為替	32,511
リース債権及びリース投資資産	171,429
その他資産	856,213
有形固定資産	50,261
建物	11,747
土地	2,680
有形リース資産	27,998
建設仮勘定	215
その他の有形固定資産	7,619
無形固定資産	59,484
ソフトウェア	45,298
のれん	11,910
無形リース資産	0
無形資産	1,290
その他の無形固定資産	985
退職給付に係る資産	13,261
繰延税金資産	14,705
支払承諾見返	395,301
貸倒引当金	△100,840
資産の部合計	9,456,660

科目	第18期 平成30年3月31日現在
負債の部	
預金	5,628,169
譲渡性預金	438,927
債券	423
売現先勘定	55,919
債券貸借取引受入担保金	433,462
特定取引負債	184,582
借入金	739,578
外国為替	102
短期社債	175,700
社債	85,000
その他負債	367,734
賞与引当金	8,489
役員賞与引当金	51
退職給付に係る負債	8,366
睡眠債券払戻損失引当金	4,130
利息返還損失引当金	74,687
支払承諾	395,301
負債の部合計	8,600,625
純資産の部	
資本金	512,204
資本剰余金	78,506
利益剰余金	361,368
自己株式	△89,540
株主資本合計	862,538
その他有価証券評価差額金	5,187
繰延ヘッジ損益	△14,457
為替換算調整勘定	△1,573
退職給付に係る調整累計額	2,089
その他の包括利益累計額合計	△8,754
新株予約権	318
非支配株主持分	1,930
純資産の部合計	856,034
負債及び純資産の部合計	9,456,660

連結損益計算書 (平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		383,869
資金運用収益	148,504	
貸出金利息	134,857	
有価証券利息配当金	11,705	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,069	
その他の受入利息	870	
役務取引等収益	50,129	
特定取引収益	8,542	
その他業務収益	141,370	
その他経常収益	35,321	
償却債権取立益	6,946	
その他の経常収益	28,375	
経常費用		327,057
資金調達費用	19,728	
預金利息	8,998	
譲渡性預金利息	23	
債券利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△39	
売現先利息	209	
債券貸借取引支払利息	668	
借入金利息	3,471	
短期社債利息	171	
社債利息	952	
その他の支払利息	5,269	
役務取引等費用	25,059	
その他業務費用	87,820	
営業経費	146,969	
のれん償却額	2,773	
無形資産償却額	1,213	
その他の営業経費	142,981	
その他経常費用	47,480	
貸倒引当金繰入額	43,030	
その他の経常費用	4,450	
経常利益		56,811
特別利益		917
固定資産処分益	623	
その他の特別利益	293	
特別損失		2,317
固定資産処分損	79	
減損損失	1,834	
その他の特別損失	403	
税金等調整前当期純利益		55,411
法人税、住民税及び事業税	1,266	
法人税等調整額	2,574	
法人税等合計		3,841
当期純利益		51,570
非支配株主に帰属する当期純利益		156
親会社株主に帰属する当期純利益		51,414

連結株主資本等変動計算書 (平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	512,204	78,506	312,538	△79,539	823,710
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,588		△2,588
親会社株主に帰属する当期純利益			51,414		51,414
自己株式の取得				△10,001	△10,001
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高			4		4
連結子会社増加による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	48,829	△10,001	38,828
当 期 末 残 高	512,204	78,506	361,368	△89,540	862,538

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	10,299	△13,925	199	△1,344	△4,770	584	1,262	820,786
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,588
親会社株主に帰属する当期純利益								51,414
自己株式の取得								△10,001
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								4
連結子会社増加による減少高								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,112	△532	△1,772	3,433	△3,983	△265	668	△3,580
当期変動額合計	△5,112	△532	△1,772	3,433	△3,983	△265	668	35,248
当 期 末 残 高	5,187	△14,457	△1,573	2,089	△8,754	318	1,930	856,034

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第18期 平成30年3月31日現在
資産の部	
現金預け金	1,391,303
現金	5,412
預け金	1,385,890
買入金銭債権	115,458
特定取引資産	199,866
特定取引有価証券派生商品	15,061
特定金融派生商品	184,805
金銭の信託	117,756
有価証券	1,452,342
国債	502,509
地方債	2,315
社債	157,433
株式	382,209
その他の証券	407,875
貸出金	4,637,953
割引手形	1
手形貸付	15,963
証書貸付	3,866,974
当座貸越	755,014
外国為替	32,511
外国他店預け	30,734
取立外国為替	1,777
その他資産	223,082
前払費用	2,459
未収収益	9,169
先物取引差入証拠金	4,579
先物取引差金勘定	957
金融派生商品	74,443
金融商品等差入担保金	49,144
社債発行費	78
未収金	3,675
その他の資産	78,574
有形固定資産	14,031
建物	8,927
建設仮勘定	10
その他の有形固定資産	5,093
無形固定資産	23,139
ソフトウェア	21,245
のれん	869
リース資産	869
その他の無形固定資産	155
前払年金費用	6,362
繰延税金資産	573
支払承諾見返	19,810
貸倒引当金	△26,721
資産の部合計	8,207,471

科目	第18期 平成30年3月31日現在
負債の部	
預金	5,789,256
当座預金	78,982
普通預金	2,482,689
通知預金	15,712
定期預金	2,691,014
その他の預金	520,857
譲渡性預金	438,927
債券	423
債券発行高	423
売現先勘定	55,919
債券貸借取引受入担保金	433,462
特定取引負債	181,337
特定取引有価証券派生商品	10,836
特定金融派生商品	170,501
借入金	263,114
借入金	263,114
外国為替	102
売渡外国為替	80
未払外国為替	22
社債	45,000
その他負債	140,685
未払法人税等	930
未払費用	24,779
前受収益	446
先物取引差金勘定	2
金融派生商品	74,580
金融商品等受入担保金	22,078
リース債務	24
資産除去債務	7,471
その他の負債	10,370
賞与引当金	4,740
睡眠債券払戻損失引当金	4,130
支払承諾	19,810
負債の部合計	7,376,910
純資産の部	
資本金	512,204
資本剰余金	79,465
資本準備金	79,465
利益剰余金	339,650
利益準備金	14,738
その他利益剰余金	324,912
繰越利益剰余金	324,912
自己株式	△89,540
株主資本合計	841,780
その他有価証券評価差額金	4,268
繰延ヘッジ損益	△15,759
評価・換算差額等合計	△11,490
新株予約権	270
純資産の部合計	830,560
負債及び純資産の部合計	8,207,471

損益計算書 (平成29年 4月1日から平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	169,324
資金運用収益	121,833
貸出金利息	94,303
有価証券利息配当金	25,441
コールローン利息	1
預け金利息	1,036
その他の受入利息	1,051
役務取引等収益	17,227
受入為替手数料	1,277
その他の役務収益	15,950
特定取引収益	4,575
特定取引有価証券収益	45
特定金融派生商品収益	4,530
その他業務収益	13,288
外国為替売買益	8,213
国債等債券売却益	3,763
国債等債券償還益	15
金融派生商品収益	100
その他の業務収益	1,194
その他経常収益	12,398
償却債権取立益	1,356
株式等売却益	4,980
金銭の信託運用益	2,029
その他の経常収益	4,032
経常費用	132,737
資金調達費用	16,483
預金利息	9,001
譲渡性預金利息	23
債券利息	3
コールマネー利息	△39
売現先利息	209
債券貸借取引支払利息	668
借入金利息	586
社債利息	761
金利スワップ支払利息	5,247
その他の支払利息	20

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(単位：百万円)

科 目	金 額
役務取引等費用	29,698
支払為替手数料	1,356
その他の役務費用	28,341
その他業務費用	2,055
国債等債券売却損	1,107
債券発行費用償却	0
社債発行費用償却	71
その他の業務費用	875
営業経費	79,453
その他経常費用	5,047
貸倒引当金繰入額	2,537
貸出金償却	114
株式等売却損	444
株式等償却	164
金銭の信託運用損	2
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	1,211
その他の経常費用	571
経常利益	36,586
特別利益	6,581
固定資産処分益	0
関係会社清算益	21
その他の特別利益	6,558
特別損失	2,178
固定資産処分損	48
減損損失	1,138
その他の特別損失	991
税引前当期純利益	40,989
法人税、住民税及び事業税	△2,656
法人税等調整額	3,136
法人税等合計	479
当期純利益	40,510

株主資本等変動計算書 (平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	512,204	79,465	79,465	14,220	287,508	301,729	△79,539	813,860
当期変動額								
剰余金の配当				517	△3,106	△2,588		△2,588
当期純利益					40,510	40,510		40,510
自己株式の取得							△10,001	△10,001
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	517	37,403	37,921	△10,001	27,920
当期末残高	512,204	79,465	79,465	14,738	324,912	339,650	△89,540	841,780

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	9,444	△15,894	△6,450	534	807,944
当期変動額					
剰余金の配当					△2,588
当期純利益					40,510
自己株式の取得					△10,001
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5,175	135	△5,039	△264	△5,304
当期変動額合計	△5,175	135	△5,039	△264	22,616
当期末残高	4,268	△15,759	△11,490	270	830,560

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 川 英 孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 彰 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早 川 英 孝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 彰 彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
平成30年5月10日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役	永	田	信	哉	㊟	
社外監査役	渋	谷	道	夫	㊟	
社外監査役	志	賀	こ	ず	江	㊟

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

会場

野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階

交通のご案内

- 地下鉄-東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅 (A9出口方面) 徒歩約1分
- 地下鉄-東京メトロ 半蔵門線 三越前駅 (B4出口) 徒歩約5分
- JR線-総武本線 新日本橋駅 (1番出口) 徒歩約4分

地下鉄三越前駅、JR新日本橋駅からは、地下道でYUITOに直結しています。

半蔵門線は改札からA9出口まで10分近くかかる場合があります。



野村コンファレンス
プラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
“YUITO”6階



当日は、節電への協力の一環として、
会場の空調設定温度を28℃とし、
役職員一同「クールビズ」の軽装と
いたします。

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

